技能検定受検手数料の若年者に対する減免措置の変更について

長野県産業労働部産業人材育成課

1　変更の概要

技能検定の実技試験受検手数料（18,200円）について、国による若年者に対する減免措置が行われてきましたが、令和４年度から対象者が35歳未満全員から25歳未満の在職者に縮小されることとなりました。

これを受けて、長野県では、若年者の技能振興を図るため、県独自の助成制度を創設し、国の減免措置から外れる25歳未満の在校生に対して、これまでと同様の減免措置を行います。（なお、この減免措置は、国・長野県の令和４年度予算成立を受けて変更となります。）

2　変更の内容（予定）

２級

単位：円

年齢		在職者		在校生		左記以外	
		～R３	R４～	～R３	R４～	～R３	R４～
35歳以上		18,200	18,200	18,200	18,200	18,200	18,200
35歳未満	25歳以上35歳未満	9,200	18,200	9,200	18,200	9,200	18,200
	25歳未満		9,200		9,200		18,200

３級

単位：円

年齢		在職者		在校生		左記以外	
		～R３	R４～	～R３	R４～	～R３	R４～
35歳以上		18,200	18,200	12,100	12,100	18,200	18,200
35歳未満	25歳以上35歳未満	9,200	18,200	3,100	12,100	9,200	18,200
	25歳未満		9,200		3,100		18,200

国による若年者減免措置

県による若年在校生減免措置（新設）

（注１）「25歳未満」は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 実技試験を実施する日が属する年度の4月1日において25歳に達していないこと

(2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者であること

（注２）「在職者」は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者を対象とする。（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者）

（注３）「在校生」は、次のいずれかに該当する者を対象とする。

(1) 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校の訓練生又は認定職業訓練施設の訓練生。ただし、短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程もしくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている方その他知事が別に定める方を除く。

(2) 高等学校又は学校教育法に基づく中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校もしくは各種学校の生徒又は学生

※ 長野県在住又は長野県内の学校等の「在校生」が対象となる。

（注４）「左記以外」は、「在職者」でも「在校生」でもない者である。

【参　考】

特級、１級、単一等級【変更なし】

単位：円

年齢	在職者		在校生		左記以外	
	～R３	R４～	～R３	R４～	～R３	R４～
全年齢	18,200	18,200	18,200	18,200	18,200	18,200